

特殊関係株主等である内国法人が外国法人から剰余金の配当等の額

一 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から剰余金の配当等の額

— 868 —

を受ける日を含む当該内国法人の事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）のうち最も古い事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十六條の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

二 次に掲げる金額の合計額

イ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、配当事業年度において第六十六條の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六條の八第十項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額
ロ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、前二年以内の各事業年度において第六十六條の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により前二年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が

を受ける日を含む当該内国法人の事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この号において「前二年以内の各事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十六條の九の二第一項、第六項若しくは第八項又は第六十八條の九十三の二第一項、第六項若しくは第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十八條の九十三の四第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

二 同上

イ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、配当事業年度において第六十六條の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六條の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額
ロ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、配当事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「前二年以内の各事業年度」という。）において第六十六條の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により前二年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度において同号

当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

10| 第六十六條の八第五項、第六項及び第十二項の規定は、第六項から前項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六條の八第五項		
併	内国法人が適格合併	第六十六條の九の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併
により被合併法人	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人	
直接保有の株式等	第十項第二号イに規定する間接	

の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「間接課税済金額」という。）

11| 特殊関係株主等である内国法人が第七項から第九項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別間接課税済金額（第六十八條の九十三の四第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別間接課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前二年以内の各事業年度の間接課税済金額とみなす。

12| 第六十六條の八第六項、第七項及び第十四項の規定は、第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六條の八第六項		
同上	同上	同上
同上	同上	同上
第十一項第二号イに規定する間		

第六十六條の 八第五項第一 号				
の数の	前項	前十年以内の各事業年度の課税済金額	合併等前十年内事業年度	前十年以内
保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の	第六十六條の九の四第九項	前二年以内の各事業年度（同項第一号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の間接配当等（同条第九項第一号に掲げる金額をいう。以下この項、次項及び第十二項において同じ。）又は間接課税済金額（同条第九項第二号に掲げる金額をいう。以下この項、次項及び第十二項において同じ。）	合併等前二年内事業年度	前二年以内
			間接配当等又は間接課税済金額	課税済金額

第六十六條の 八第六項第一 号				
の数の	第四項	同上	同上	同上
接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の	第六十六條の九の四第十項	前二年以内の各事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等をいう。次項において同じ。）の間接配当等（同条第十項第一号に掲げる金額をいう。以下この項、次項及び第十四項において同じ。）又は前二年以内の各事業年度（同条第十項第二号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の間接課税済金額（同条第十項第二号に規定する間接課税済金額をいう。以下この項、次項及び第十四項において同じ。）	同上	同上
			間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等（第六十八條の九十三の四第十項第一号に掲げる金額をいう。次号及び次項において同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第	課税済金額又は個別課税済金額

第六十六條の 八第五項第二 号		第六十六條の 八第六項			
分割等前十年内事 業年度	前十年以内	課税済金額	直接保有の株式等 の数	第六十六條の六第 一項	が前項
分割等前二年内事業年度	前二年内	間接配当等又は間接課税済金額	間接保有の株式等の数	第六十六條の九の二第一項	が第六十六條の九の四第十項に おいて準用する前項
前十年以内の各事 業年度の課税済金 額	前十年以内の各事 業年度の課税済金 額	前十年以内の各事 業年度の課税済金 額	前十年以内の各事 業年度の課税済金 額	同条第九項	同条第九項
前十年以内の各事 業年度の課税済金 額	前十年以内の各事 業年度の課税済金 額	前十年以内の各事 業年度の課税済金 額	前十年以内の各事 業年度の課税済金 額	同条第十項において準用する 前項	同条第十項において準用する 前項

第六十六條の 八第六項第二 号		第六十六條の 八第七項			
同上	同上	課税済金額又は個 別課税済金額	同上	同上	前項又は第六十八 條の九十二第六項
同上	同上	間接配当等若しくは間接課税済 金額又は個別間接配当等若しく は個別間接課税済金額	同上	同上	第六十六條の九の四第十二項に おいて準用する前項又は第六十 八條の九十三の四第十二項にお いて準用する第六十八條の九十 二第六項
同上	同上	同上	同上	同上	第六十六條の九の四第十項の
同上	同上	同上	同上	同上	分割等前二年内事業年度の間接 配当等又は間接課税済金額
同上	同上	同上	同上	同上	分割等前十年内事 業年度の課税済金 額
同上	同上	同上	同上	同上	前項の
同上	同上	同上	同上	同上	同条第十二項において準用する 前項の

11 第一項若しくは第三項又は第六項若しくは第八項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」又は租税特別措置法第六十六条の九の四（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

12 第二項前段又は第七項前段の規定の適用がある場合における法人税法

13] 第一項若しくは第三項又は第七項若しくは第九項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」又は租税特別措置法第六十六条の九の四（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）とするほか、利益積立金額の計算に
14] 第二項前段又は第八項前段の規定の適用がある場合における法人税法

の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十六条の九の四第二項前段又は第七項前段（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）

第六十六条の十一の二 省 略

254 省 略

5| 前項に定めるもののほか、第一項に規定する認定特定非営利活動法人が同項の規定により法人税法第三十七条第五項の規定を読み替えて同条第一項の規定を適用する場合の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額その他第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十六条の十三 青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第九項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるものが、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年

の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」（租税特別措置法第六十六条の九の四第二項前段又は第八項前段（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）

第六十六条の十一の二 同 上

254 同 上

5| 前項の場合において、同項の法人がその取消しの日から同日を含む事業年度終了の日までの間に新たに収益事業を開始したときは、法人税法第十三条及び第十四条第一項第十九号の規定にかかわらず、その取消しの日からその開始した日の前日までの期間及びその開始した日から当該事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。この場合における地方法人税法の規定の適用については、同法第二条第十二号中「第十四条」とあるのは、「第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項」とする。

6| 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する認定特定非営利活動法人が同項の規定により法人税法第三十七条第五項の規定を読み替えて同条第一項の規定を適用する場合の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額その他第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十六条の十三 青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるものが、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年

度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該相当する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円。以下この項において「所得基準額」という。）を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該所得基準額を限度とする。

2 法人が、適格合併又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する特別勘定の金額（前項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）をいう。以下この条において同じ。）

度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該相当する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円。以下この項において「所得基準額」という。）を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該所得基準額を限度とする。

2 法人が、適格合併又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合（第六十八条の九十八第三項に規定する場合を除く。）には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する特別勘定の金額（前項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を

二 適格分割等 当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に前項の特別勘定に係る特定株式の全部又は一部を移転した場合における当該適格分割等の直前において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなった特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割等により同項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

3 前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人で適格分割等を行ったものにあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引き継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額とみなす。

5 前項の場合において、同項の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人がその適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の特別勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日（次の各号に

控除した金額とする。）をいう。以下この条において同じ。）

二 適格分割等 当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に前項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。）に係る特定株式の全部又は一部を移転した場合における当該適格分割等の直前において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなった特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割等により前項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

3 前項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人で適格分割等を行ったものにあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引き継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の九十八第一項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

5 前項又は第六十八条の九十八第五項の場合において、これらの規定の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（その適格合併又は適格分割等の後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出

掲げる場合には、当該各号に定める日）又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別勘定の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、次項、第八項及び第十項の規定は、適用しない。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別勘定の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、第八項、第九項及び第十一項の規定は、適用しない。

7 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、前項、次項、第九項及び第十一項の規定は、適用しない。

8 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当することとなつた場合において、同法第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十一条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、

7| 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8| 第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9| 第一項の特別勘定を設けている法人の各事業年度について、当該特別勘定に係る特定株式（第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととされた特別勘定の金額に係るものを除く。以下この項において同じ。）を発行した法人と共同して特定事業活動が行われていることにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に該当しない場合には、当該特定株式に係る特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項の規定は、適用しない。

10| 第一項の特別勘定を設けている法人（以下この項において「設定法人」という。）が次の各号に掲げる場合（第二項の規定により合併法人、

当該特別勘定の金額は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9| 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10| 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人の各事業年度について、当該特別勘定に係る特定株式（第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととされた特別勘定の金額に係るものを除く。以下この項において同じ。）を発行した法人と共同して特定事業活動が行われていることにつき産業競争力強化法第四十八条第二号の規定に基づく調査その他の方法により明らかにされた場合として財務省令で定める場合に該当しない場合には、当該特定株式に係る特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第六項から前項までの規定は、適用しない。

11| 第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。第一号において同じ。）を設けている法人（

分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合及び当該特別勘定につき前項の規定の適用があつた場合を除く。
（に該当することとなつた場合には、特別勘定の金額のうち当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。）

一〇八 省 略

11| 第二項から前項までの規定は、第一項の特別勘定に係る特定株式のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額については、適用しない。

13| 省 略
12| 省 略

14| 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第五項から第八項まで又は第十項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

15| 前三項に定めるもののほか、第一項又は第五項から第十項までの規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第六十七条の二 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人を除く。）の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第六十六条第一項、第二項及び第六項の規定にかかわらず、百分の十九の税率により、法

以下この項において「設定法人」という。）が次の各号に掲げる場合（第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合及び当該特別勘定につき前項の規定の適用があつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、特別勘定の金額のうち当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一〇八 同 上

12| 第二項から前項までの規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）に係る特定株式のうちその取得の日から五年を経過した特定株式として政令で定めるものに係る特別勘定の金額については、適用しない。

14| 同 上
13| 同 上

15| 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第五項から第九項まで又は第十一項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

16| 前三項に定めるもののほか、第一項又は第五項から第十一項までの規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の医療法人の法人税率の特例）

第六十七条の二 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除く。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人を除く。）の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第六十六条第一項又は第二項の規定にかかわらず、百分の十九の税率により、法人税を課

人税を課する。

2・3 省 略

4 第一項の規定の適用がある場合において、法人税法第六十九条第一項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項から第三項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第二項（特定の医療法人の法人税率の特例）」と、同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項、第三項及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と、同条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第二項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同法第七十二条第一項又は第七十四条第一項の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号又は第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第二項（特定の医療法人の法人税率の特例）」及び前節第二款（税額控除）」とする。

5 省 略

（転廃業助成金等に係る課税の特例）

第六十七条の四 省 略

2・5 省 略

6 法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併、適格分割又は適格現物出資の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する第四項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）

する。

2・3 同 上

4 第一項の規定の適用がある場合において、法人税法第六十九条第一項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項から第三項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第二項（特定の医療法人の法人税率の特例）」と、同法第七十二条第一項又は第七十四条第一項の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号又は第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第二項（特定の医療法人の法人税率の特例）」及び前節第二款（税額控除）」とする。

5 同 上

（転廃業助成金等に係る課税の特例）

第六十七条の四 同 上

2・5 同 上

6 法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合（第六十八条の百二第七項に規定する場合を除く。）には、次の各号に掲げる適格合併、適格分割又は適格現物出資の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する第四項の特別勘定の金額（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定の金額を含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）

二 省略

7 前項の規定は、第四項の特別勘定を設けている法人で適格分割等を行つたもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8 第六項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引き継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第四項の規定により設けている特別勘定の金額とみなす。

9 第二項の規定は、第四項の特別勘定を設けている法人が、同項に規定する指定期間（当該特別勘定の金額が第六項の規定により引き継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第五項に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「指定期間」という。）内に転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において、第二項中「当該事業年度の確定した決算」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の確定した決算」と読み替えるものとする。

10 第三項の規定は、第四項の特別勘定を設けている法人が適格分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の指定期間内に転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をし、当該適格分割等によりその固定資産

二 同上

7 前項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を設けている法人で適格分割等を行つたもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8 第六項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引き継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第四項の規定により設けている特別勘定の金額（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の百二第四項の規定により設けている特別勘定の金額）とみなす。

9 第二項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を設けている法人が、第四項に規定する指定期間（当該特別勘定の金額が第六項の規定により引き継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第五項に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「指定期間」という。）内に転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において、第二項中「当該事業年度の確定した決算」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の確定した決算」と読み替えるものとする。

10 第三項の規定は、第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を設けている法人が適格分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の指定期間内に転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金

を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときについて準用する。この場合において、第三項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

11 第四項の特別勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合（第六項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第五号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一五 省略

12・13 省略

14 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により第二項又は第三項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該固定資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において当該固定資産の取得価額に算入されなかつた金額は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

15・19 省略

（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）
第六十七条の六 法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託（第九条第一項第三号に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額がある場合には、法人税法第二十三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「又は剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配」と、「」の額」とあるのは「」又は租税特

額をもつて固定資産の取得又は改良をし、当該適格分割等によりその固定資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときについて準用する。この場合において、第三項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

11 第四項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。）を設けている法人が次の各号に掲げる場合（第六項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第五号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一五 同上

12・13 同上

14 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により第二項又は第三項の規定の適用を受けた固定資産（連結事業年度において第六十八条の百二第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は同条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた固定資産を含む。）の移転を受けた当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該固定資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において当該固定資産の取得価額に算入されなかつた金額は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

15・19 同上

（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）
第六十七条の六 法人が支払を受ける第三条の二に規定する特定株式投資信託（第九条第一項第三号に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額がある場合には、法人税法第二十三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「又は剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配」と、「」の額」とあるのは「」又は租税特

別措置法第六十七條の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託（以下この条において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配の額」と、同条第二項中「株式等をその」とあるのは「株式等（特定株式投資信託の受益権を含む。以下この項において同じ。）をその」と、「日をいう」とあるのは「日をいい、特定株式投資信託の収益の分配にあつてはその計算の基礎となつた期間の末日とする」と、同条第六項中「をいう」とあるのは「及び特定株式投資信託の受益権をいう」とする。

2 省 略

（保険会社の受取配当等の益金不算入の特例）

第六十七條の七 青色申告書を提出する法人で保険業法第三条第一項又は第八十五條第一項に規定する免許を受けて保険業を行うものの各事業年度において、その保有する法人税法第二十三條第六項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する非支配目的株式等につき支払を受ける同法第二十三條第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する配当等の額（以下この項において「特例非支配目的株式等に係る配当等の額」という。）がある場合には、その特例非支配目的株式等に係る配当等の額について同法第二十三條第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、同項の規定にかかわらず、当該特例非支配目的株式等に係る配当等の額の百分の四十に相当する金額とする。

2 省 略

（協同組合等有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）

第六十七條の八 協同組合等の各事業年度において、その有する連合会等（農林中央金庫その他の協同組合等であつてその会員又は組合員が法人税法別表第三の下欄に掲げる根拠法の規定により他の協同組合等及びこれに準ずる法人に限られているものをいう。）に対する出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資に該当するものを除く。以下この項において「普通出資」という。）につき支払を受ける配当等の額（法人税法第二十三條第一項に規定する配当等の額をいう。）がある場合には、同条の規定の適用については、当該普通出資は、同

別措置法第六十七條の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託（以下この条において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配の額」と、同条第二項中「株式等をその」とあるのは「株式等（特定株式投資信託の受益権を含む。以下この項において同じ。）をその」と、「基準日以前」とあるのは「基準日（特定株式投資信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）以前」と、同条第七項中「をいう」とあるのは「及び特定株式投資信託の受益権をいう」とする。

2 同 上

（保険会社の受取配当等の益金不算入の特例）

第六十七條の七 青色申告書を提出する法人で保険業法第三条第一項又は第八十五條第一項に規定する免許を受けて保険業を行うものの各事業年度において、その保有する法人税法第二十三條第七項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する非支配目的株式等につき支払を受ける同法第二十三條第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する配当等の額（以下この項において「特例非支配目的株式等に係る配当等の額」という。）がある場合には、その特例非支配目的株式等に係る配当等の額について同法第二十三條第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、同項の規定にかかわらず、当該特例非支配目的株式等に係る配当等の額の百分の四十に相当する金額とする。

2 同 上

（協同組合等有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）

第六十七條の八 協同組合等の各事業年度において、その有する連合会等（農林中央金庫その他の協同組合等であつてその会員又は組合員が法人税法別表第三の下欄に掲げる根拠法の規定により他の協同組合等及びこれに準ずる法人に限られているものをいう。）に対する出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資に該当するものを除く。以下この項において「普通出資」という。）につき支払を受ける配当等の額（法人税法第二十三條第一項に規定する配当等の額をいう。）がある場合には、同条の規定の適用については、当該普通出資は、同

条第四項から第六項までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する
関連法人株式等、完全子法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも
該当しないものとする。

2 省 略

(組合事業等による損失がある場合の課税の特例)

第六十七条の十二 省 略

2 省 略

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

一 三 省 略

四 組合等損失超過合計額 前項の法人の当該事業年度の「前事業年度以
前の各事業年度における組合等損失超過額のうち、当該組合等損失超
過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度（以下この号におい
て「適用年度」という。）から前事業年度まで連続して法人税法第二
条第三十一号に規定する確定申告書（以下この号において「確定申告
書」という。）の提出をしている場合（適用年度が前事業年度である
場合には、当該適用年度の確定申告書の提出をしている場合）におけ
る当該組合等損失超過額を、各組合事業又は各信託ごとに合計した金
額（前項の規定により前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計
算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該損金の額に算入
された金額を控除した金額）をいう。

条第五項から第七項までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する
完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも
該当しないものとする。

2 同 上

(組合事業等による損失がある場合の課税の特例)

第六十七条の十二 同 上

2 同 上

3 同 上

一 三 同 上

四 組合等損失超過合計額 前項の法人の当該事業年度の「直前の事業年
度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度
。以下この号において「前事業年度等」という。）以前の各事業年度
における組合等損失超過額（連結事業年度に該当する事業年度にあつ
ては、第六十八条の百五の二第一項に規定する連結組合等損失超過額
）のうち、当該組合等損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた
事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受
けた連結事業年度。以下この号において「適用年度」という。）から
前事業年度等まで連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定
申告書（以下この号において「確定申告書」という。）の提出（前事
業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法
人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連
結確定申告書（以下この号において「連結確定申告書」という。）の
提出）をしている場合（適用年度が前事業年度等である場合には、当
該適用年度の確定申告書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当
する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確
定申告書の提出）をしている場合）における当該組合等損失超過額を、
各組合事業又は各信託ごとに合計した金額（前項の規定により前事
業年度等までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入され
た金額（第六十八条の百五の二第二項の規定により前事業年度等まで
の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金
額を含む。）がある場合には、これらの損金の額に算入された金額を

4 省 略

第六十七条の十三 省 略

2 省 略

3 前項に規定する組合損失超過合計額とは、当該法人の当該事業年度の
前事業年度以前の前事業年度における組合損失超過額のうち、当該組合
損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度（以下この項に
おいて「適用年度」という。）から前事業年度まで連続して法人税法第
二条第三十一号に規定する確定申告書（以下この項において「確定申告
書」という。）の提出をしている場合（適用年度が前事業年度である場
合には、当該適用年度の確定申告書の提出をしている場合）における当
該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額（前項の規定によ
り前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入さ
れた金額がある場合には、当該損金の額に算入された金額を控除した金
額）をいう。

4 省 略

（特定目的会社に係る課税の特例）

第六十七条の十四 省 略

2 特定目的会社に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上
欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ

控除した金額）をいう。

4 同 上

第六十七条の十三 同 上

2 同 上

3 前項に規定する組合損失超過合計額とは、当該法人の当該事業年度の
直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連
結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）以前の各
事業年度における組合損失超過額（連結事業年度に該当する事業年度に
あつては、第六十八条の百五の三第一項に規定する連結組合損失超過額）
のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業
年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連
結事業年度。以下この項において「適用年度」という。）から前事業年
度等まで連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以
下この項において「確定申告書」という。）の提出（前事業年度等まで
の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人
に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書（以
下この項において「連結確定申告書」という。）の提出）をしている場
合（適用年度が前事業年度等である場合には、当該適用年度の確定申告
書の提出（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人
又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしてい
る場合）における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金
額（前項の規定により前事業年度等までの各事業年度の所得の金額の計
算上損金の額に算入された金額（第六十八条の百五の三第二項の規定に
より前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金
の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの損金の額に
算入された金額を控除した金額）をいう。

4 同 上

（特定目的会社に係る課税の特例）

第六十七条の十四 同 上

2 同 上

る字句とする。

第二十三条第一項	省略	省略
第二十三条の第二項	省略	省略
第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の五十	所得の金額の百分の五十（租税特別措置法第六十七条の第十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第六十九条第一項	省略	省略

3

特定目的会社に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第七項並びに第六十六条の九の四第一項及び第六項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当する」とあるのは「該当するもの及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が行う譲渡で第六十七条の十四第一項第二号（ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行う」と、第六十六条の八第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「法人税法」と、同条第六項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」とする。

3

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

特定目的会社に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第八項並びに第六十六条の九の四第一項及び第七項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当する」とあるのは「該当するもの及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が行う譲渡で第六十七条の十四第一項第二号（ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行う」と、第六十六条の八第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、同条第八項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」とする。

4 8 省 略

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七條の十五 省 略

2 投資法人法第二條第十二項に規定する投資法人（以下この条において「投資法人」という。）に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三條第一項	省 略	省 略
第二十三條の二第一項	省 略	省 略
第五十七條第一項ただし書	所得の金額の百分の五十	所得の金額の百分の五十（租税特別措置法第六十七條の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第六十九條第一項	省 略	省 略

3 投資法人に対する第六十二條の三第三項、第六十六條の八第一項及び第七項並びに第六十六條の九の四第一項及び第六項の規定の適用については、第六十二條の三第三項中「該当する」とあるのは「該当するもの及び投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十二項に規定する投資法人が行う譲渡で第六十七條の十五第一項第二号（ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行う」と、第六十六條の八第一項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同條第七項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを

4 8 同 上

(投資法人に係る課税の特例)

第六十七條の十五 同 上

2 同 上

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

3 投資法人に対する第六十二條の三第三項、第六十六條の八第一項及び第八項並びに第六十六條の九の四第一項及び第七項の規定の適用については、第六十二條の三第三項中「該当する」とあるのは「該当するもの及び投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十二項に規定する投資法人が行う譲渡で第六十七條の十五第一項第二号（ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行う」と、第六十六條の八第一項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同條第八項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを